

中国深セン
深セン市麗湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港強制性積立金計画(MPF)

1. 香港の雇用主は 18 歳以上 65 歳未満の従業員を MPF に加入させる必要があります。雇用主は市場において登録された受託者(例えば、香港上海銀行、スタンダードチャータード銀行及び認可保険会社)が管理している 1 つ又は複数の MPF を選択でき、当該従業員をその計画に加入させます。
2. MPF 拠出金が従業員の賃金の 10%によって計算し、雇用主及び従業員の双方が 5%ずつを負担しなければなりません。
3. MPF は賃金の上限額及び下限額に対して制限があります。従業員の月間賃金が 7,100 香港ドル未満の場合、従業員は MPF の支払が免除されますが、雇用主は依然として従業員の月間賃金の 5%を負担する必要があります。
4. 従業員の月間賃金が 30,000 香港ドル超の場合、雇用主及び従業員の双方は 30,000 香港ドルの 5%ずつ(即ち 1,500 香港ドル)の MPF 拠出金を支払う必要があります。また、雇用主及び従業員は超える部分に対して任意積立をすることができます。
5. 従業員が以下の各項のいずれに該当する場合には、雇用主及び当該従業員が MPF に加入する必要があります。
 - (1) 家政員
 - (2) 自営業者たる行商人
 - (3) 法定の退職金及び積立金制度の加入者(例えば、香港の公務員又は津貼資助学校の教師)
 - (4) MPF の免除が承認された ORSO(職業退職計画)に加入している従業員
 - (5) 香港における就労が 13 ヶ月未満の外国人又は他国の年金制度に加入している退職者
 - (6) 駐香港欧州連合の欧州委員会の従業員

MPF に関する香港法律の詳細について、雇用主は MPF 管理局の公式サイト(<http://www.mpfa.org.hk>)にアクセスすることができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

参考資料:

1、[香港会社設立パッケージ#HKLC01-(基本会社設立パッケージ)]

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/34.html>

1、[香港会社設立の手続きと費用]

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/386.html>

